第42回

令和元年10月1日～
令和2年9月30日

定時株主総会招集ご通知

日時 令和2年12月12日(土曜日) 午前10時（受付開始:午前9時30分）

場所 当社本部7F（神奈川県藤沢市藤沢602番地）

会場が昨年とは異なりますので、末尾の会場ご案内図をご参照いただき、
お間違いのないようお願い申しあげます。

議 案

第1号議案　剰余金の処分の件

第2号議案　取締役10名選任の件

目次

定時株主総会招集ご通知	1
本株主総会における新型コロナウイルス感染拡大防止への対応について	2
事前登録について	3
株主総会参考書類	4
事業報告	8
計算書類	23
監査報告書	32

株式会社 ステップ

（証券コード 9795）

（証券コード ９７９５）
令和２年11月27日

株主各位

神奈川県藤沢市藤沢602番地
株式会社ステップ
代表取締役社長　遠藤陽介

第42回定時株主総会招集ご通知

拝啓　平素は格別のご高配を賜り厚くお礼申しあげます。
　さて、当社第42回定時株主総会を下記のとおり開催いたしますので、ご通知申しあげます。
　なお、本株主総会につきましては、新型コロナウイルス感染防止策を徹底するため、誠に恐縮ですが参加人数の上限を設けさせていただきます。そのため事前登録制にて開催いたしますので、ご協力をよろしくお願い申しあげます。詳細につきましては、本招集通知3ページに記載のとおりです。
　株主の皆様におかれましては、今回は出来ましたら当日のご来場をお控えいただき、事前に議決権行使をしていただくようご協力をお願い申しあげます。なお、本株主総会は当日インターネットにて実況中継いたします。よろしければぜひご覧ください。詳細につきましては、本招集通知2ページに記載のとおりです。
　お手数ながら後記の株主総会参考書類をご検討いただき、同封の議決権行使書用紙に議案に対する賛否をご表示のうえ、令和2年12月11日（金曜日）午後5時30分までに到着するようご返送いただきたく、お願い申しあげます。

敬具

記

１．日　　時　令和2年12月12日（土曜日）午前10時
２．場　　所　当社本部　7F
（神奈川県藤沢市藤沢602番地）
３．目的事項
報告事項　第42期（令和元年10月1日から令和2年9月30日まで）事業報告および計算書類報告の件
決議事項
第1号議案　剰余金の処分の件
第2号議案　取締役10名選任の件

以上

［ご案内］事業説明会について

株主総会終了後、従来は「懇親会」の形式で株主の皆様方との交流の場を設けてまいりましたが、今回はその趣旨を引き継ぎながらソーシャルディスタンスに配慮した「事業説明会」の形で、上限人数を設けた上で実施したいと存じます。なお新型コロナウイルス感染拡大防止の観点から、ご飲食の提供につきましては控えさせていただきます。

○提供書面および株主総会参考書類に修正すべき事情が生じた場合は、インターネット上の当社ウェブサイト（http://www.stepnet.co.jp/）において、修正後の事項を掲載いたします。

○当日ご出席の際は、お手数ながら同封の議決権行使書用紙を会場受付にご提出くださいますようお願い申しあげます。

本株主総会における新型コロナウイルス感染拡大防止への対応について

◎今後の状況の変化等により、株主総会の運営について重大な変更が生じる場合、インターネット上の当社ウェブサイト（http://www.stepnet.co.jp/）に掲載いたします。

◎座席の間隔を確保するため、当日入場できる株主様の人数を30名とさせていただきます。本総会への出席について、後記のとおり事前登録制を採用し、事前登録者にご入場いただくことといたします。事前登録をご希望される株主様が30名を超えた場合は、公正な抽選により入場者を決定いたします（なお、事前登録なしに当日ご来場いただきましてもご入場いただけませんので、あらかじめご了承ください）。

◎ご来場の株主様にはマスクの着用、アルコール消毒、検温などのご協力をお願いいたします。発熱があると認められる方、体調不良と思われる方、海外から帰国されてから14日間が経過していない方、当社からの感染拡大防止のお願いにご協力いただけない方は、ご入場をお断りする場合がございます。
※当社関係者も、同様の対策を行ったうえで対応させていただきます。

◎本株主総会の入場人数に制限を設けさせていただくことをふまえ、インターネット上の当社ウェブサイト（http://www.stepnet.co.jp/）において、本株主総会の様子を実況中継いたします。視聴をご希望の方は、令和2年12月11日（金曜日）午後3時までに、視聴専用ページにて株主番号・株主名・ご連絡先のご入力をお願いいたします。なお、視聴専用ページは閲覧のみで、総会の議事議案に関するご質問をお受けすることはできませんので、あらかじめご了承ください。また、実況中継視聴に際し当社が取得した株主様の個人情報は本総会終了後14日間が経過したのちに削除いたします。当該個人情報を本総会に関する業務以外に使用することはございません。

事前登録について

※令和2年9月30日の最終の株主名簿に記載または記録された議決権を有する株主様が対象です。

◎事前登録をご希望の方は、インターネット上の当社ウェブサイト（http://www.stepnet.co.jp/）に設置の専用ページにて必要事項をご入力のうえ、令和2年12月4日（金曜日）午後6時までにお申し込みください。

◎お申し込みが確認できました方に対し、令和2年12月8日（火曜日）午後6時までに入場の可否にかかわらずEメールまたはお電話でご連絡いたします。上記の事前登録をされない、もしくは、抽選の結果、残念ながら落選された株主様におかれましては、書面による事前の議決権行使を行っていただきますよう、お願い申しあげます。

※事前登録のお申し込みの際、当社が取得した株主様の個人情報は本総会終了後14日間が経過したのちに削除いたします。当該個人情報を本総会に関する業務および本総会において感染者が発生した場合等における感染拡大防止の目的以外に使用することはございません。

※ご利用のプロバイダーまたは携帯電話会社のセキュリティ等の設定により、当社からの送信後、株主様のメールアドレス側にてブロックされ、Eメールがお受け取りいただけない可能性がございます。この事象につきましては、当社側で対応を行うことができませんので、受信されるメールアドレス側にてドメイン【stepv.co.jp】からのEメールの受信を有効とするよう設定をお願いいたします。設定方法については、お使いのメールソフト、プロバイダー等のマニュアルのご確認をお願いいたします。

株主総会参考書類

議案および参考事項

第１号議案　剰余金の処分の件

当期の期末配当金につきましては、当期の業績、今後の経営環境および事業展開等を総合的に勘案して、以下のとおりとしたいと存じます。

■期末配当に関する事項

1	配当財産の種類	金銭
2	株主に対する配当財産の割当てに関する事項およびその総額	当社普通株式１株につき 金 20 円 総額 330,120,340 円
3	剰余金の配当が効力を生じる日	令和２年１２月１５日

第２号議案　取締役 10 名選任の件

取締役全員（10名）は本総会終結の時をもって任期満了となります。つきましては、取締役10名の選任をお願いするものです。取締役候補者は次のとおりです。

候補者番号	氏名	現在の当社における地位		
1	龍井 郷二（たついきょうじ）	代表取締役会長（執行役員）	再任	
2	遠藤 陽介（えんどうようすけ）	代表取締役社長（執行役員）	再任	
3	梅澤 直之（うめざわなおゆき）	取締役（常務執行役員）	再任	
4	新井 規彰（あらいのりあき）	取締役（常務執行役員）	再任	
5	髙瀬 裕之（たかせひろゆき）	取締役（常務執行役員）	再任	
6	大黒 晃禎（だいこくあきよし）	取締役（常務執行役員）	再任	
7	袴田 剛（はかまだつよし）	取締役（常務執行役員）	再任	
8	森本 由里子（もりもとゆりこ）	取締役（常務執行役員）	再任	
9	木島 文義（きじまふみよし）	取締役	再任	社外
10	淺野 樹（あさのたつる）	取締役	再任	社外

候補者番号	氏名（生年月日）	略歴、地位、担当および重要な兼職の状況	所有する当社の株式の数
1	再任 たつ い きょう じ 龍井郷二 （昭和24年2月22日生）	昭和５４年９月 当社代表取締役社長 昭和５７年７月 当社取締役 昭和６０年６月 当社代表取締役社長 平成23年10月 当社執行役員（現任） 令和元年１２月 当社代表取締役会長（現任）	1,302,800株
2	再任 えん どう よう すけ 遠藤陽介 （昭和47年5月20日生）	平成２２年４月 当社高校受験藤沢北部ブロック（現・長後ブロック）長 平成２３年４月 当社執行役員 平成２６年４月 当社常務執行役員 平成27年12月 当社取締役 平成30年12月 当社専務取締役 令和元年１２月 当社代表取締役社長（現任） 当社執行役員（現任） 令和２年４月 当社高校受験横浜川崎本部長(現任)	7,200株
3	再任 うめ ざわ なお ゆき 梅澤直之 （昭和48年7月27日生）	平成１７年４月 当社高校受験横浜相鉄ブロック長 平成２３年４月 当社執行役員 平成23年10月 当社常務執行役員（現任） 平成24年12月 当社取締役（現任） 令和２年４月 当社高校受験県南本部長(現任) 当社高校受験上大岡戸塚ブロック長(現任)	14,600株
4	再任 あら い のり あき 新井規彰 （昭和49年9月７日生）	平成２３年４月 当社執行役員 平成23年10月 当社常務執行役員（現任） 平成24年12月 当社取締役（現任） 当社総務本部長（現任）	9,600株
5	再任 たか せ ひろ ゆき 髙瀬裕之 （昭和50年9月19日生）	平成２１年４月 当社高校受験横須賀ブロック長 平成２３年４月 当社執行役員 平成23年10月 当社常務執行役員（現任） 平成26年12月 当社取締役（現任） 平成２７年４月 当社高校受験県西本部長（現任） 平成２８年４月 当社高校受験茅ヶ崎ブロック長(現任)	15,200株

候補者番号	氏名（生年月日）	略歴、地位、担当および重要な兼職の状況	所有する当社の株式の数
6	再任 大黒晃禎（だいこくあきよし） （昭和47年8月9日生）	平成19年4月 当社高校受験藤沢ブロック長 平成23年4月 当社執行役員 平成24年4月 当社大学受験運営副本部長 平成25年4月 当社常務執行役員（現任） 平成27年4月 当社大学受験運営本部長（現任） 平成27年12月 当社取締役（現任）	6,800株
7	再任 袴田剛（はかまだつよし） （昭和47年2月9日生）	平成21年4月 当社高校受験厚木ブロック長 平成23年4月 当社執行役員 平成26年4月 当社常務執行役員（現任） 平成27年4月 当社高校受験県央本部長（現任） 平成29年12月 当社取締役（現任） 平成31年4月 当社高校受験厚木海老名ブロック長(現任)	4,200株
8	再任 森本由里子（もりもとゆりこ） （昭和52年2月22日生）	平成19年4月 当社大学受験茅ケ崎校副室長 平成20年4月 当社大学受験事務局主任 平成30年4月 当社大学受験事務局長（現任） 平成30年12月 当社取締役（現任） 当社常務執行役員（現任）	4,100株
9	再任 社外 木島文義（きじまふみよし） （昭和27年12月25日生）	昭和51年4月 湘南塾（現 ㈱湘南ゼミナール）創業 昭和63年4月 (株)湘南ゼミナール取締役 平成14年6月 同社代表取締役社長 平成24年3月 同社代表取締役社長退任 平成27年12月 当社取締役（現任）	15,000株
10	再任 社外 淺野樹（あさのたつる） （昭和30年3月13日生）	昭和53年4月 大和証券(株)入社 平成12年2月 同社コンプライアンス統括部長 平成18年10月 (株)大和証券グループ本社総務部長 平成21年9月 大和証券 SMBC(株)常勤監査役 平成24年4月 大和プロパティ(株)常勤監査役 平成27年6月 同社退社 平成27年7月 辰島建設(株)取締役統括執行役員 平成29年5月 同社退社 平成29年12月 当社取締役（現任）	2,000株

（注）1．取締役候補者龍井郷二氏は、(有)ケー・プランニングの代表取締役を兼務しています。
2．当社とその他の取締役候補者との間に特別の利害関係はありません。
3．木島文義氏ならびに淺野樹氏は、共に社外取締役候補者です。

４． 木島文義氏を社外取締役候補者とした理由
木島文義氏が学習塾業界において長年培ってきた経験とノウハウが、当社の今後の事業展開に有益かつ必要と考え、社外取締役候補者といたしました。
５．木島文義氏は現在、当社の社外取締役であり、社外取締役としての在任期間は、本総会終結の時をもって通算５年となります。
６．当社と木島文義氏との間では、会社法第４２７条第１項の規定に基づく、同法第４２３条第１項の損害賠償責任を限定する契約を締結しており、本議案が承認可決された場合は、当該契約を継続する予定です。なお、当該契約に基づく損害賠償責任の限度額は同法第４２５条第１項に定める最低責任限度額としています。
７．淺野樹氏を社外取締役候補者とした理由
淺野樹氏が有する証券業界等での豊富な経験と幅広い見識を活かし、当社の経営全般に対して提言を頂くことにより、当社のコーポレート・ガバナンス強化が期待できるため、社外取締役候補者といたしました。
８．淺野樹氏は現在、当社の社外取締役であり、社外取締役としての在任期間は、本総会終結の時をもって通算３年となります。
９．当社と淺野樹氏との間では、会社法第４２７条第１項の規定に基づく、同法第４２３条第１項の損害賠償責任を限定する契約を締結しており、本議案が承認可決された場合は、当該契約を継続する予定です。なお、当該契約に基づく損害賠償責任の限度額は同法第４２５条第１項に定める最低責任限度額としています。

以　上

（提供書面）

事 業 報 告

令和元年10月1日から
令和2年9月30日まで

１．会社の現況

（1） 事業の経過および成果

当期の当社事業は、第２四半期決算短信（令和２年４月２８日開示）にてご報告した通り、２月末までは順調に推移していましたが、３月～５月の期間は、新型コロナウイルス感染症の影響を大きく受けました。

小中学生部門および高校生部門とも、３月前半には小中高校の全国一斉休校に合わせて２週間休講しました。この期間、当塾の授業動画視聴システム（ｅ-ＳＴＥＰ）で全動画を塾生に開放するとともに、メールと電話での学習指導を行いましたが、対面での学習指導が完全にストップしたため、この期間の授業料はその９割（２億８千万円）を各ご家庭にお返しする措置をとりました。その後の春期講習はほぼ予定通り実施できましたが、４月７日の緊急事態宣言発令に伴い、５月末までの２ヶ月間、対面でのライブ授業を停止し、オンラインでの授業体制に全面的に移行しました。当社の持てる力の総力を挙げて、普段の授業を担当している教師が授業日に合わせて各スクールで授業を撮影し配信する態勢をとった結果、この２ヶ月間の動画配信数は４万本を超える数となりました。また、インターネット会議システム（Ｚｏｏｍ）を活用したホームルームや双方向授業、在宅での模擬テスト等も同時に実施し、生徒の学習が中断しないよう全力で対応いたしました。しかしながら、入会当初にお約束していた対面授業は中断を余儀なくされたため、通常の授業料をいただくのは適切ではないと判断し、オンラインの期間、大幅に値下げした特別授業料（学年により約６０～８０％の値下げ）に移行しました。そのため、４月・５月は売上高が前年比マイナス８億４千万円となっています。

その後、首都圏の緊急事態宣言の解除を受け、６月から対面授業を再開し、感染対策を行いながらではありますが、現在では通常の運営に近い形に戻っています。７月後半から８月にかけての夏期講習は、学校の夏休みの時期が自治体によって大きく異なるという変則的な状況でしたが、講習の時間割を夜型に変える等の工夫を重ねた結果、例年に匹敵する授業時間数を確保することができました。特にすべての中学が休みだったお盆の時期には、新型コロナウイルスによる学習面での遅れと不安を解消すべく、中学３年生向けに午前中から長時間の集中講座を開講いたしました。その他の学年も例年とほぼ同等レベルの授業数を確保し、講習費もトータルでは前年並みの金

額に設定することができたため、変則的な夏休みの影響は売上面ではむしろプラスに働く結果となりました。

生徒募集については、２月末までは例年以上に順調に進んでいました。しかし３月の全国一斉休校に伴い、入会の流れが一旦完全に止まりました。その後、授業を再開した春期講習時に入会の動きが復活しましたが、緊急事態宣言発令後は再度流れが止まり、それが５月末まで続きました。６月の対面授業復帰とともに、入会の動きも少しずつ再開しましたが、現状では完全な回復とまでは至っていません。また夏期講習での外部生の募集は例年と比べると減少しましたが、例年とは異なり夏期講習後の９月から現在まで入会の流れが途切れることなく続いています。

前述の流れを売上面でまとめたのが、下記の表です。

売上前期比較 **（単位：百万円）**

	41 期	42 期	増減額	増減率
第1四半期(10 月～12 月)	2,938	3,149	210	7.2%
第2四半期(1月～3月)	2,755	2,573	△182	△6.6%
第3四半期(4月～6月)	2,633	1,751	△882	△33.5%
第4四半期(7月～9月)	3,264	3,453	189	5.8%

上表の通り、第２四半期の後半から第３四半期に新型コロナウイルス感染症の影響を大きく受けたものの、第４四半期から回復しつつある状況です。

生徒数については、当事業年度における「期中平均生徒数」は　27,647 名となり、前年同期比 2.1%増となっています。

３月～５月を総括的に振り返ります。まず小中高生を取り巻く状況ですが、今回のコロナ禍は私たちが接している多くの小中高生に深い爪痕を残しています。学校の休校による学習の中断、力を入れてきた部活の大会の中止、修学旅行や体育祭、文化祭等の行事の中止や縮小……。生活のモチベーションを失いがちになったり、ゲームやスマートフォンへの没頭や昼夜逆転の生活の進行、自宅にこもった生活が続く中で人間関係を作っていくことに対する回避傾向、そして勉強に対する諦め等、多くの影を落としています。現在、学校はいわゆる２学期に入っていますが、中学生を中心にかつて例のないほど多くの不登校や不登校気味の生徒が生まれています。

当社では、学校が休校になり対面授業が不可能になった段階で、オンライン授業に総力を挙げて取り組み、塾生の学習の継続をはかりました。さらに、インターネット会議システム（Ｚｏｏｍ）を活用した双方向の授業やホームルーム等での交流は、オンライン上ではあるものの、顔と顔を突き合わせ人間関係を確認し、コミュニケーションをとる機会になり、それが学習の継続をサポートするだけでなく、生活にメリハリをもたらし生徒の前向きなモチベーションの支えになったと、多くの保護者の方から感謝の言葉をいただいています。

これら一連の対応や、早期に授業料の返金や大幅な値下げに踏み切ったことについて、塾生の保護者の方々からかつてないほど多くの感謝の声をいただきました。生徒・保護者に寄り添うという当社の姿勢を示すことが、結果的にご家庭からの信頼をより高めることにつながったと実感しています。

学習塾の仕事にとって、地域での信用・信頼はかけがえのない財産です。一時的に売上面でマイナスは生じましたが、長期的な視点で見ると当社の発展につながる施策となったと総括しています。生徒数については、現在回復途上にあり、これから時間をかけてコロナ禍以前の流れを引き寄せていきたいと考えています。

今春の小中学生部門の入試実績については、平成３０年１０月３１日付け「平成３０年９月期決算短信」で公表した「横浜プロジェクト」（横浜市内の公立トップ校合格実績において当社の合格者数をナンバー１にするプロジェクト）を再び達成するとともに、「翠嵐プロジェクト」（横浜・川崎方面で影響力の強い名門進学校である横浜翠嵐高校の合格実績を大きく伸ばすプロジェクト）においても合格者を１３７名（昨春 123 名）として引き続き全塾中のトップとなり、二つの大きな目標を２年連続で達成することができました。これによって当社は、横浜市の学習塾の中でトップブランドとしての基盤を飛躍的に強化しつつあります。

また、神奈川県の公立トップ高校に 2,183 名が合格し、今春も神奈川全塾でトップの実績を残しました。県内公立トップ高校 19 校のうち 15 校において、また現制度を特徴づける特色検査（記述型）を実施した 19 校のうち 15 校において、塾別の合格者数で当社がトップとなりました。さらに、ステップ生の通学圏内で最難関の共学校である国立東京学芸大附属高校についても、合格者 110 名（外部進学生）に達し、12 年連続で全塾中トップの合格者を出しています。

今春の大学入試結果については、国公立大学の合格者総数が 196 名（昨春 168 名）、なかでも最難関と言われる東京一工（東大、京大、一橋大、東工大）に 31 名、国立医学部に４名、いずれも現役で合格しました。私立大学においても、早慶上智が 256 名、いわゆる理大ＭＡＲＣＨ（東京理科大、明治、青山学院、立教、中央、法政）は合格者 1,148 名と最高記録を２年連続で更新しています。

緊急事態宣言の解除以降、業界全体としてはオンラインの映像授業を継続する流れと、対面でのライブ授業への復帰の大きく２つの流れが生じています。当社では４月・５月に全社を挙げてオンライン授業に取り組んだため、そのノウハウを蓄積でき、オンラインでの対応力を飛躍的に向上させることができました。一方で、ライブ授業の良さを、当社スタッフはもちろん、生徒・保護者が再発見する機会でもありました。生き生きと学ぶ、学んだことを定着させ、あるいは疑問点等を時間的・空間的距離を感じることなく解決でき、相互に励まし合いながら進んでいけるライブ授業の良さを、全教師が改めて確認し、モチベーションを一層高めることになりました。したがって、当社としてはオンライン対応での成果をノウハウとして活かしながら、「ライブ授業をメインに据えつつオンラインでの対応も活用していく」ハイブリッド型の指導を進めます。新型コロナウイルス感染症の今後の状況を注視しつつ、授業に限らず、塾生向けのガイダンスや保護者会等、オンラインとライブを状況に応じて使い分け、あるいは併用しながら運営していきます。

今回のコロナ禍におけるオンライン対応全般で得た生徒や保護者をはじめとした地域での信頼・信用は、今後の当社にとって大いに力になるものと考えており、実際にオンライン対応の評判を聞いての入会者は、夏休み以降も増えています。

引き続き、新型コロナウイルス感染症の感染防止対策を徹底するとともに、今後の状況の変化には、リスク管理に努めつつ柔軟に対処してまいります。

学童部門（ＳＴＥＰキッズ）は、３月に「辻堂教室」（ＪＲ東海道線辻堂駅）、「茅ヶ崎教室」（ＪＲ東海道線茅ヶ崎駅）の２スクールを開校し、ＳＴＥＰキッズのネットワーク化がスタートしました。

当事業年度中の新規開校は、上述学童部門の２教室と小中学生部門２スクールの計４ヵ所です。小中学生部門の２スクールは、当社が現在注力している川崎地区に生田スクール（小田急小田原線生田駅、川崎市多摩区）、当社ドミナントエリア内に海老名扇町スクール（小田急小田原線海老名駅）です。いずれも３月の春期講習から正式スタートし、順調な立ち上がりとなっています。

これらの新スクール開校の結果スクール数は現状、小中学生部門 132 スクール、高校生部門 15 校、個別指導部門１校、学童部門３校の計 151 校となっています。

当事業年度の売上高は 10,927 百万円(前年同期比 5.7%減)、営業利益は 1,929 百万円(前年同期比 28.2%減)、経常利益は 1,968 百万円(前年同期比 28.1%減)、当期純利益は 1,343 百万円（前年同期比 30.9%減）となりました。

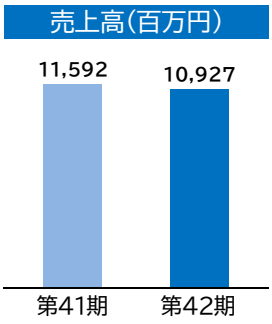

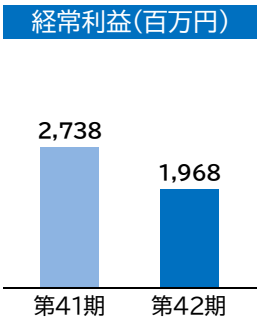

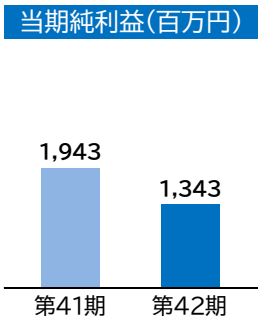

事業部門別の生徒数および売上高は、次のとおりです。

①小中学生部門

期中平均生徒数は 22,676 人 (前年同期比 1.9%増)、売上高は 8,795 百万円（前年同期比 6.4%減）となりました。

②高校生部門

期中平均生徒数は 4,971 人 (前年同期比 3.3%増)、売上高は 2,131 百万円（前年同期比 2.9%減）となりました。

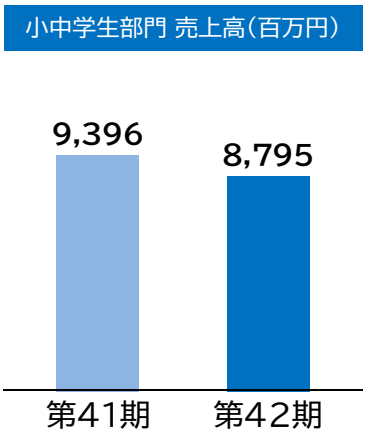

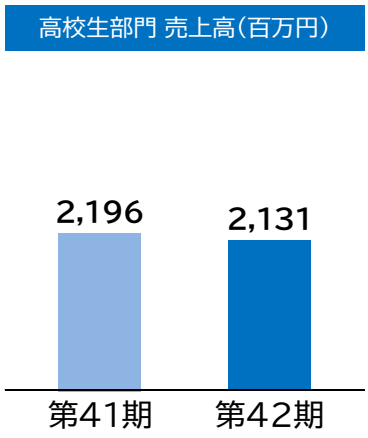

（2） 対処すべき課題

当社は平成７年の株式店頭公開以来、通算25期連続増収、営業利益でも19期連続増益を続けてきましたが、当期は新型コロナウイルス感染症への対応で、３月に２億８千万円の授業料を返金し、特別授業料にした４月・５月は売上高が前年比マイナス８億４千万円となり、減収減益となりました。しかしながら、６月以降は通常授業に復しており、今後は緩やかにコロナ禍以前の基調に戻っていくものと予想しています。

また、今後、新型コロナウイルス感染症の第２波が訪れた場合、一時的にオンライン授業に切り替える可能性があります。しかしながら、当社では４月・５月にオンライン対応のノウハウを十分に蓄積でき、全スクールで即座にオンラインによるライブ授業を行うことも可能になりました。今後は、オンライン授業に切り替えた場合の授業の質にこだわっていく方針です。

長期的には、当社が学習塾を展開している神奈川県において、継続的に発展していくために克服していくべき重要な課題があります。日本社会全体で少子高齢化が進んでいますが、神奈川県では少子化が継続的に休みなく進んでいる地域と、人口流入等によって今後も10年前後人口増が続いたり少子高齢化の進み方が緩やかな地域が併存しています。当社の課題は、今後の事業展開を後者、すなわち今後も人口増が続く横浜・川崎等の地域において強化していくことです。そのためには、神奈川県の中西部からスタートしてエリアを徐々に拡大してきた当社のブランド力を横浜･川崎地区において今以上に強化していくことが求められています。

今後の新規開校については、これまでと同様、横浜・川崎地区を中心に実施し、ドミナントを強化していきます。来期は、令和3年３月に上永谷スクール（横浜市港南区）、元住吉スクール（川崎市中原区）、同年４月にHi-STEP川崎スクール（川崎市幸区）を開校する予定です。いずれも小中学生向けのスクールで、Hi-STEPの開校は３年ぶり、川崎市内では２スクール目です。また元住吉スクールとHi-STEP川崎スクールは川崎南部地域（旧川崎南部学区）では初の開校となり、旧学区すべてに校舎が存在することになります。

横浜・川崎方面で影響力の強い横浜翠嵐高校の合格実績、および横浜市内トップ校の合計合格者数においては、平成31年度、令和２年度と２年連続でナンバー１になりました。令和３年度も同様の合格実績が出せるよう、引き続き授業の質にこだわり続け、生徒の学力アップに力を注いでまいります。そして、横浜・川崎地区における当社のブランド力を一層強化していきます。

（3） 設備投資の状況

当事業年度の設備投資総額は 510百万円（うち建物賃貸借敷金 23百万円）であり、小中学生部門および高校生部門の営業拡大および設備の改善を目的に実施しています。

その主なものは、STEPキッズ茅ヶ崎教室の開校および高校受験伊勢原スクールの移転に伴う建物建築費用 338百万円です。

（4） 資金調達の状況

当該設備投資の資金は、自己資金および借入金で充当しました。

また、当期中において、新型コロナウイルス感染症による影響の長期化に備え、複数の金融機関より総額 ３０億５千万円の融資を受け、手元資金を積み増して経営の安定性を高めています。

（5） 財産および損益の状況

（単位：千円）

区　　分	第39期 （平成29年 9月期）	第40期 （平成30年 9月期）	第41期 （令和元年 9月期）	第42期 （令和２年 ９月期）
売上高	10,564,723	11,033,723	11,592,745	10,927,597
営業利益	2,584,529	2,680,575	2,689,266	1,929,641
経常利益	2,633,410	2,760,330	2,738,799	1,968,593
当期純利益	1,833,310	1,862,217	1,943,218	1,343,218
１株当たり当期純利益	110円65銭	112円40銭	117円92銭	81円38銭
総資産	20,717,182	21,474,221	22,919,378	26,036,794
純資産	17,835,480	19,118,209	20,362,284	21,060,538

２．会社の状況（令和２年９月30日現在）

（1）主要な事業内容

①小学校５年生から高校３年生を対象とした学習および受験指導
②学童保育（STEP キッズ）、保育園（ステップ保育園）の運営

（2）主要な事業所

＜スクール＞

所在地		スクール数	スクール名
神奈川県	横浜市	47	大学受験横浜，大学受験戸塚，大学受験センター南，Hi-STEP横浜，Hi-STEP横浜南，Hi-STEP戸塚，Hi-STEP二俣川，Hi-STEP青葉台，Hi-STEP金沢文庫，Hi-STEP日吉, Hi-STEPセンター南, Hi-STEPたまプラーザ，二俣川，瀬谷，鶴ヶ峰，弥生台，戸塚，三ツ境，立場，杉田，港南台，鴨居，十日市場，中川，センター南，北山田，こどもの国，ふれあいの丘，本郷台，白楽，センター北，仲町台，菊名，戸塚東，東戸塚，藤が丘，大倉山東，江田，たまプラーザ，市ヶ尾，綱島，上大岡，中山，あざみ野，長津田，和田町，保土ケ谷
	藤沢市	16	大学受験藤沢，Hi-STEP湘南，藤沢，長後，六会，善行，辻堂東，ライフタウン，綾瀬，藤沢朝日，ライフタウン北，藤沢中央，湘南台，用田，辻堂北，藤沢駅南口
	相模原市	13	大学受験相模原，大学受験相模大野，Hi-STEP相模原，Hi-STEP相模大野，渕野辺，橋本，相模原南，上溝，相模大野，相模原，東林間，原当麻，古淵
	大和市	8	大学受験大和，Hi-STEP大和，Hi-STEP中央林間，大和，高座渋谷，鶴間，中央林間，南林間
	茅ヶ崎市	7	大学受験茅ヶ崎，Hi-STEP茅ヶ崎，茅ヶ崎東，茅ヶ崎，辻堂西，茅ヶ崎北，茅ヶ崎小和田
	鎌倉市	6	大学受験大船，Hi-STEP鎌倉，Hi-STEP大船，大船，湘南深沢，大船笠間
	平塚市	6	大学受験平塚，平塚，平塚西，平塚東，平塚南，平塚中央
	小田原市	6	大学受験小田原，Hi-STEP小田原，小田原，鴨宮，富水，鴨宮北
	川崎市	6	Hi-STEP 宮前平、宮崎台、鷺沼、新百合ヶ丘，犬蔵，生田
	厚木市	5	大学受験厚木，Hi-STEP 厚木，厚木，厚木西，厚木東
	秦野市	5	大学受験秦野，Hi-STEP秦野，東海大前，秦野，渋沢
	横須賀市	5	大学受験横須賀，県立大学前，汐入，久里浜，衣笠
	海老名市	5	大学受験海老名，Hi-STEP 海老名，海老名，海老名西，海老名扇町

所在地		スクール数	スクール名
神奈川県	座間市	3	座間，さがみ野，相武台
	足柄上郡	2	松田，開成
	中郡	2	二宮，大磯
	伊勢原市	1	伊勢原
	高座郡	1	寒川
	南足柄市	1	南足柄
	愛甲郡	1	愛川
	逗子市	1	逗子

(注)1．上記以外にK-STEP 藤沢、STEPキッズ湘南教室、STEPキッズ辻堂教室、STEPキッズ茅ヶ崎教室、ステップ保育園があります。
2．海老名扇町、生田の各スクールは令和２年３月より開校しました。

＜事務所・研修所＞

名称	所在地
本部	神奈川県藤沢市藤沢６０２番地
教材研究課	神奈川県藤沢市湘南台
印刷配送センター	神奈川県藤沢市石川
湘南シーサイド・ラボ	神奈川県茅ヶ崎市柳島海岸

（3） 株式の状況

①発行可能株式総数　46,880,000株
②発行済株式の総数　16,506,017株(自己株式 163,983株を除く)
③株主数　6,429名
④大株主の状況

株主名	当社への出資状況	
	持株数(株)	持株比率(%)
有限会社ケー・プランニング	4,711,000	28.54
龍井郷二	1,302,800	7.89
龍井喜久江	1,071,600	6.49
ビービーエイチ フォー フィデリティ ロープライスド ストック ファンド	1,057,696	6.41
ＳＴＥＰ社員持株会	790,380	4.79
日本マスタートラスト信託銀行株式会社(信託口)	530,700	3.22
株式会社横浜銀行	320,000	1.94
ゴールドマン サックス インターナショナル	299,682	1.82
ゴールドマン・サックス・アンド・カンパニー レギュラーアカウント	295,900	1.79
株式会社日本カストディ銀行(信託口)	244,900	1.48

(注) 持株比率は、自己株式 163,983株を控除して計算しています。

（4） 従業員の状況

区 分	従 業 員 数	前期末比増減	平 均 年 齢	平均勤続年数
男 性	６５４名	２５名増	３８歳 ８ヶ月	11年 ０ヶ月
女 性	１６６名	２名増	３３歳 ０ヶ月	８年 １ヶ月
合 計	８２０名	２７名増	３７歳 ６ヶ月	10年 ５ヶ月

（注） 上記のほかに嘱託社員１２名、フェロー社員１５名、非常勤講師６名、パートタイマー（事務系部門）１８８名がいます。

（5） 役員の状況

①取締役および監査役の状況

氏 名	地 位	担当および重要な兼職の状況
龍 井 郷 二	代表取締役会長	執行役員
遠 藤 陽 介	代表取締役社長	執行役員 高校受験横浜川崎本部長
梅 澤 直 之	取 締 役	常務執行役員 高校受験県南本部長兼上大岡戸塚ブロック長
新 井 規 彰	取 締 役	常務執行役員総務本部長
髙 瀬 裕 之	取 締 役	常務執行役員 高校受験県西本部長兼茅ヶ崎ブロック長
大 黒 晃 禎	取 締 役	常務執行役員大学受験運営本部長
袴 田 剛	取 締 役	常務執行役員 高校受験県央本部長兼厚木海老名ブロック長
森本由里子	取 締 役	常務執行役員大学受験事務局長
木 島 文 義	取締役（社外取締役）	
淺 野 樹	取締役（社外取締役）	
上 田 秀 樹	常 勤 監 査 役	
古 村 庄 治	監査役（社外監査役）	古村庄治税理士事務所 代表
八 木 直 樹	監査役（社外監査役）	働き方改革日本株式会社 代表取締役 八木労務監査事務所 代表 厚生労働省 技術審査委員

（注） 取締役淺野樹氏は、一般株主と利益相反が生じるおそれがない独立役員として、東京証券取引所に届け出ています。

②役員に対する報酬等の額　　（単位：千円）

区　　分	支 給 人 員	報 酬 等 の 額
取締役(社外取締役を除く) 監査役(社外監査役を除く) 社 外 役 員	8名 1名 4名	82,878 8,004 14,150
計	13名	105,032

(注)1．報酬等の額には、使用人兼務取締役の使用人給与相当額 44,880千円を含んでいません。
2．株主総会決議による報酬限度額は次のとおりです。(平成６年１２月定時株主総会決議)
取締役　　年総額 150,000千円
監査役　　年総額　20,000千円

③社外役員に関する事項
a. 社外役員の主な活動状況
当事業年度におきましては、取締役会を合計12回、監査役会を合計11回開催しました。各社外役員の、取締役会および監査役会への出席状況は以下のとおりです。

氏　　名	取締役会および監査役会への出席状況
木　島　文　義	取締役会…全12回に出席しました。
淺　野　　樹	取締役会…全12回に出席しました。
古　村　庄　治	取締役会…全12回に出席しました。 監査役会…全11回に出席しました。
八　木　直　樹	取締役会…全12回に出席しました。 監査役会…全11回に出席しました。

なお、各社外役員はいずれの会においても、これまで培ってきた経験や専門知識・見識を活かして、議案審議に必要な質問や発言を適宜行っています。
b. 責任限定契約の内容の概要
当社は、社外取締役である木島文義氏および淺野樹氏、ならびに社外監査役である古村庄治氏および八木直樹氏との間で、会社法第 423条第１項の賠償責任を、法令の定める限度まで限定する契約を締結しています。

（6） 主要な借入先の状況

（単位：千円）

借　　入　　先	借 入 金 残 高
株式会社　横　浜　銀　行	1,403,210
株式会社　三 菱 U F J 銀 行	1,358,320
三 井 住 友 信 託 銀 行　株式会社	221,887

３．会計監査人の状況

①会計監査人の名称　　有限責任監査法人トーマツ

②当事業年度に係る報酬等の額　　14,000千円

（注）１．当社と会計監査人との間の監査契約において、会社法に基づく監査と金融商品取引法に基づく監査の監査報酬等の額を明確に区分しておらず、実質的にも区分できませんので、当事業年度に係る報酬等の額にはこれらの合計額を記載しています。

２．監査役会は、会計監査人の監査計画の内容、会計監査の職務遂行状況および報酬見積りの算出根拠などが適切であるかどうかについて必要な検証を行ったうえで、会計監査人の報酬等の額について同意の判断をしました。

③会計監査人の解任または不再任の決定の方針

監査役会は、会計監査人の職務の執行に支障がある場合等、その必要があると判断した場合は、株主総会に提出する会計監査人の解任または不再任に関する議案の内容を決定します。

また、会計監査人が会社法第 340条第１項各号に定める項目に該当すると認められる場合は、監査役全員の同意に基づき、会計監査人を解任します。この場合、監査役会が選定した監査役は、解任後最初に招集される株主総会において、会計監査人を解任した旨およびその理由を報告します。

４．会社の体制および方針

（1） 業務の適正を確保するための体制

A 取締役会における決議内容の概要

当社が、業務の適正を確保するための体制として取締役会において決議した事項は、以下のとおりです。

なお、平成１８年６月に金融商品取引法が成立し（平成２０年４月施行）、平成１９年２月に「財務報告に係る内部統制の評価及び監査に関する実施基準」が、企業会計審議会より公表されたことに伴い、これらに対応する取り組み方針を平成１９年９月２５日の取締役会において決議（平成２７年５月２６日の取締役会にて一部改定決議）しています。

内部統制システムの構築に関する基本方針

会社法第362条第４項第６号および会社法施行規則第100条第１項ならびに第３項に従い、当社「内部統制システムの基本方針」として、「高い教務力を持った専門的な人材が高品質の学習サービスを提供し、生徒の学力向上を通して社会に貢献する」との経営理念の下、会社業務の適正を確保するため、次の体制を整備・運用するとともに適宜審査し改善に努めます。

また当社は、「財務報告に係る内部統制基本方針」を継続的取り組みの基本方針と捉え、毎事業年度に見直しを行い、内部統制システムの運用上見出された問題点の是正・改善状況についてモニタリングを行うことで、より適切な内部統制システムの構築・運用を目指しており、現状、当社の内部統制システムは有効に運用されているものと判断しています。

以下は、取締役の職務の執行が法令および定款に適合することを確保するための体制、その他会社の業務の適正を確保するための体制についての概要です。

①当社の取締役の職務執行が法令および定款に適合することを確保するための体制

a. 取締役会は、原則として毎月１回、また必要に応じて開催し、重要な職務執行について審議・決定するとともに、取締役から定期的に、また必要に応じて職務執行の状況の報告を受けること等により、取締役の職務執行を監督する。

b. 取締役は、法令および定款に適合した適切な経営判断を行い、常に十分な情報の収集に努める。

②当社の取締役の職務執行に係る情報の保存および管理に関する体制

取締役会の議事録その他職務執行に係る情報については、法令および社内規程に従い、その作成から利活用・保存・廃棄に至るまで、適切に管理する。

③当社のリスク管理に関する規程その他の体制

a. 取締役は会社の事業活動に関するリスクを定期的に、また必要に応じて把握・評価し、毎年度の経営計画に適切に反映する。また、会社全体のリスク管理が適切になされるよう社内規程を整備する。

b. 当該リスクは、リスク管理規程をはじめとする社内規程に従い、業務所管部署が職務執行の中で管理することを基本とし、複数の所管に係わる場合は組織横断的な委員会等で審議の上、適切に管理する。

c. 経営に重大な影響を及ぼすおそれのあるリスクについては、代表取締役または代表取締役が選んだ者を委員長とする総合リスク対策委員会において、リスクの現実化の予防に努めるとともに、万一現実化した場合には迅速かつ的確に対応することにより、経営に及ぼす影響を最小限に抑制するよう努める。

d. 大規模地震等の非常災害の発生に備え、対応組織の設置、情報連絡体制の構築および定期的な防災訓練の実施など、適切な体制を整備する。

e. リスク管理体制の有効性については、内部監査室が定期的に、また必要に応じて監査し、その結果を取締役会等に報告する。取締役は、監査結果を踏まえ所要の改善を図る。

④当社の取締役の職務執行が効率的に行われることを確保するための体制

a. 経営上の重要事項については、取締役会等の会議体において適宜審議するなど、効率的な意志決定を図る。
b. 取締役会の決定に基づく職務執行については、社内規程において責任と権限を明確にし、取締役、職員がそれぞれ適切かつ迅速に執行する。
c. 情報のセキュリティ確保を前提に、職務執行の効率性向上や適正の確保に資するＩＴ環境の整備に努める。

⑤当社の職員の職務執行が法令および定款に適合することを確保するための体制

a. 社内規程において、職務執行にあたり遵守すべき法令等を明確にするとともに、教育研修等により当該規程に基づく職務執行の徹底を図る。
b. 職員の職務執行が法令および定款に適合することを確保するため、内部監査室が、職員の職務執行の状況について定期的に、また必要に応じて監査し、その結果を取締役会等に報告する。取締役は、監査の結果を踏まえ所要の改善を図る。
c. こうした取り組みを通じ、「しない風土」と「させない仕組み」を充実・徹底させる。さらに業務上の課題や問題を自発的に提起し、それを積極的に受け止める仕組みを強化するため、社内外のコミュニケーションの徹底、業務支援体制の強化、定期的な業務の見直し等を推進する。

⑥当社の監査役の監査が実効的に行われることを確保するための体制

a. 監査役の求めに応じて、監査役の職務を補佐する組織を設置し、必要な人員を配置する。
b. 当該組織に属する職員は、監査役の指揮命令に服するものとし、その人事に関する事項については事前に監査役と協議する。
c. 取締役は、会社に著しい損害を与えるおそれのある事実を発見したときは、直ちに監査役会に報告するとともに、監査役の求める事項について必要な報告を行う。また、職員から監査役に対し必要かつ適切な報告が行われるよう体制を整備する。
d. 取締役および職員から報告を受けた者が、会社に著しい損害を与える事項や信用を大きく失墜させるおそれのある事項、または規程等に違反する行為を発見した場合については、速やかに監査役に報告する体制を確保し、当該報告を行った者に対して、当該報告を理由として不利な取扱いを行うことを禁止し、その旨を周知徹底する。
e. 監査役が取締役会その他の重要な会議に出席し、必要に応じて意見を述べることのできる体制を整備する。また、会計監査人および内部監査室が監査役と連携を図るための環境を整えるなど、監査役監査の実効性を確保するための体制を整備する。

⑦反社会的勢力排除に向けた体制

a. 反社会的勢力排除に向けた体制を確立するため、全役職員に対し、市民社会の秩序や安全に脅威を与える反社会的勢力とは一切関わりを持たず、不当・不正な要求には応じない旨を徹底する。

b.「反社会的勢力対応マニュアル」を整備・運用するとともに、警察や顧問弁護士等の外部専門機関と適宜緊密に連携し、会社全体として速やかに対応する。

B 運用状況の概要

当社のコーポレート・ガバナンスの充実に向けた当事業年度における実施状況は次のとおりです。

①取締役会を１２回開催し、法令等に定められた事項や経営方針・予算策定等経営に関する重要事実を決定し、月次の経営業績の分析・評価を検討するとともに、法令・定款等への適合性および業務の適正性の観点から審議しました。

②監査役会を１１回開催し、監査方針、監査計画を協議決定し、重要な社内会議への出席、取締役の職務執行の監査、法令・定款等への遵守について監査しました。

③財務報告の信頼性に及ぼす影響の重要性に鑑み、策定した実施計画に基づき内部統制評価を実施しました。また、決算開示資料については、取締役会に付議したのち開示を行うことにより適正性を確保しました。

④情報セキュリティ対策として、個人情報を含めた会社の機密情報の漏えい防止を目的とした社内研修を実施しました。

⑤個人および組織のコンプライアンスに対する意識の向上を図るため、社内研修の継続を通じて、全職員へのコンプライアンス意識の浸透と牽制機能の強化に努めました。

（2） 剰余金の配当等の決定に関する方針

当社は、株主の皆様に対する利益還元を経営の重要課題として認識しており、内部留保による財務体質の強化を図りながら、業績動向や経営環境に裏付けられた利益配分を行うことを基本と考えています。

（計算書類）

貸借対照表

令和2年9月30日現在

（単位：千円）

資産の部		負債及び純資産の部	
科目	金額	科目	金額
流動資産	**8,215,233**	**流動負債**	**3,057,953**
現金及び預金	7,877,599	1年内返済予定の長期借入金	1,871,868
売掛金	67,811	リース債務	16,217
たな卸資産	26,497	未払金	124,762
前払費用	163,349	未払費用	244,306
その他	81,086	未払法人税等	302,751
貸倒引当金	△1,111	未払消費税等	231,764
		前受金	22,460
固定資産	**17,821,561**	預り金	150,375
有形固定資産	**16,989,329**	前受収益	3,321
建物	7,711,467	賞与引当金	88,306
構築物	107,433	その他	1,819
機械及び装置	27,242		
車両運搬具	1,000	**固定負債**	**1,918,301**
工具、器具及び備品	58,775	長期借入金	1,518,839
土地	9,083,408	リース債務	18,140
		役員退職慰労引当金	129,800
無形固定資産	**39,983**	資産除去債務	237,228
電話加入権	233	その他	14,293
その他	39,749	**負債合計**	**4,976,255**
投資その他の資産	**792,248**	**株主資本**	**21,062,013**
投資有価証券	13,223	資本金	1,778,330
長期貸付金	3,245	資本剰余金	2,082,726
長期前払費用	36,558	資本準備金	1,851,330
繰延税金資産	222,686	その他資本剰余金	231,396
差入保証金	514,650	利益剰余金	17,417,676
その他	1,883	利益準備金	137,027
		その他利益剰余金	17,280,649
		別途積立金	97,800
		繰越利益剰余金	17,182,849
		自己株式	△216,718
		評価・換算差額等	**△1,474**
		その他有価証券評価差額金	△1,474
		純資産合計	**21,060,538**
合計	**26,036,794**	**合計**	**26,036,794**

損益計算書

令和元年10月1日から
令和2年9月30日まで

（単位：千円）

科目		金額
売上高		10,927,597
売上原価		8,247,689
売上総利益		2,679,907
販売費及び一般管理費		750,265
営業利益		1,929,641
営業外収益		
受取利息	35	
受取家賃	104,213	
助成金収入	18,406	
その他	15,992	138,648
営業外費用		
支払利息	2,048	
賃貸費用	97,203	
その他	443	99,696
経常利益		1,968,593
税引前当期純利益		1,968,593
法人税、住民税及び事業税	619,999	
法人税等調整額	5,376	625,375
当期純利益		1,343,218

株主資本等変動計算書

令和元年10月1日から
令和2年9月30日まで

（単位：千円）

	株主資本							
	資本金	資本剰余金			利益剰余金			
		資本準備金	その他資本剰余金	資本剰余金合計	利益準備金	その他利益剰余金		利益剰余金合計
						別途積立金	繰越利益剰余金	
当期首残高	1,778,330	1,851,330	231,396	2,082,726	137,027	97,800	16,483,383	16,718,210
当期変動額								
剰余金の配当							△643,751	△643,751
当期純利益							1,343,218	1,343,218
株主資本以外の項目の当期変動額（純額）								
当期変動額合計	-	-	-	-	-	-	699,466	699,466
当期末残高	1,778,330	1,851,330	231,396	2,082,726	137,027	97,800	17,182,849	17,417,676

	株主資本		評価・換算差額等		純資産合計
	自己株式	株主資本合計	その他有価証券評価差額金	評価・換算差額等合計	
当期首残高	△216,718	20,362,547	△262	△262	20,362,284
当期変動額					
剰余金の配当		△643,751			△643,751
当期純利益		1,343,218			1,343,218
株主資本以外の項目の当期変動額（純額）			△1,212	△1,212	△1,212
当期変動額合計	-	699,466	△1,212	△1,212	698,254
当期末残高	△216,718	21,062,013	△1,474	△1,474	21,060,538

（注） 貸借対照表、損益計算書および株主資本等変動計算書の記載金額は、表示単位未満を切り捨てています。

〔重要な会計方針に係る事項に関する注記〕

１．有価証券の評価基準および評価方法

その他有価証券

時価のあるもの

決算日の市場価格等に基づく時価法

（評価差額は全部純資産直入法により処理し、売却原価は移動平均法により算定）

時価のないもの

移動平均法による原価法

２．たな卸資産の評価基準および評価方法

主として移動平均法による原価法

（貸借対照表価額については収益性の低下に基づく簿価切下げの方法により算定）

３．固定資産の減価償却の方法

（1）有形固定資産（リース資産を除く）

定率法

ただし、平成１０年４月１日以降に取得した建物(附属設備を除く)、平成２８年４月１日以降に取得した建物附属設備及び構築物については、定額法を採用しています。

なお、主な耐用年数は次のとおりです。

建　　物　　２２年～５０年

（2）無形固定資産（リース資産を除く）

定額法

ただし､自社利用のソフトウエアについては､社内における利用可能期間(５年)に基づく定額法を採用しています。

（3）リース資産

所有権移転外ファイナンス・リース取引に係るリース資産

リース期間を耐用年数とし、残存価額を零とする定額法を採用しています。

４．引当金の計上基準

（1）貸倒引当金

債権の貸倒れによる損失に備えるため、一般債権については貸倒実績率により、回収不能見込額を計上しています。

（2）賞与引当金

従業員に対する賞与の支給に備えるため、将来の支給見込額のうち当期対応分相当額を計上しています。

（3）役員退職慰労引当金

役員に対する退職慰労金の支出に備えるため、内規に基づく期末要支給額を計上しています。

なお、平成 17 年 10 月 21 日開催の取締役会において、平成 17 年 12 月 14 日開催の第 27 期事業年度に係る定時株主総会終結の時をもって、役員退職慰労金制度を廃止することを決議したことにより、同日以降の新たな繰り入れは行っていません。

5．売上高の計上基準
　授業料収入は受講期間に対応して収益として計上し、また、入会金収入は入会時に、教材収入は各学期の開始時にそれぞれ収益として計上しています。

6．消費税等の会計処理
　税抜方式を採用しています。

〔貸借対照表に関する注記〕

1．たな卸資産の内訳

商品及び製品	21,732千円
仕掛品	4,212千円
原材料及び貯蔵品	552千円

2．有形固定資産の減価償却累計額　6,064,247千円

3．担保に供している資産およびこれに対応する債務

①　担保に供している資産

建物	440,017千円
土地	923,200千円
計	1,363,217千円

②　対応する債務

1年内返済予定の長期借入金	471,580千円
長期借入金	668,619千円
計	1,140,199千円

〔株主資本等変動計算書に関する注記〕

1．当事業年度の末日における発行済株式の数　16,670,000株
2．当事業年度の末日における自己株式の数　163,983株
3．当事業年度中に行った剰余金の配当

①配当金支払額

決議	株式の種類	配当金の総額（千円）	1株当たり配当額（円）	基準日	効力発生日
令和元年12月14日定時株主総会	普通株式	313,628	19.00	令和元年9月30日	令和元年12月17日
令和2年4月28日取締役会	普通株式	330,123	20.00	令和2年3月31日	令和2年5月14日

②基準日が当事業年度に属する配当のうち、配当の効力発生日が翌事業年度となるもの

次のとおり決議を予定しています。

決議	株式の種類	配当の原資	配当金の総額（千円）	１株当たり配当額（円）	基準日	効力発生日
令和2年12月12日 定時株主総会	普通株式	利益剰余金	330,120	20.00	令和2年 9月30日	令和2年 12月15日

〔リースにより使用する固定資産に関する注記〕

１．ファイナンス・リース取引

所有権移転外ファイナンス・リース取引

①リース資産の内容

・有形固定資産

スクールおよび本部における複写機（工具、器具及び備品）です。

②リース資産の減価償却の方法

〔重要な会計方針に係る事項に関する注記〕「３．固定資産の減価償却の方法」に記載のとおりです。

２．オペレーティング・リース取引

（借主側）

オペレーティング・リース取引のうち解約不能のものに係る未経過リース料

１年内	7,951千円
１年超	－千円
合計	7,951千円

〔金融商品に関する注記〕

１．金融商品の状況に関する事項

①金融商品に対する取組方針

当社は、資金運用については短期的な安全性の高い金融資産で運用しています。

また、設備投資資金等が手元資金でまかなえない場合は、銀行等金融機関から必要な資金を調達する方針です。デリバティブ取引は利用せず、投機的な取引は行わない方針です。

②金融商品の内容およびそのリスクならびにリスク管理体制

営業債権である売掛金は、個人の顧客に対するものであり、信用リスクが存在します。差入保証金は、スクールの賃借に伴う敷金および保証金であり、長期貸付金は主にスクールの建設協力金に係るものです。これらは、差し入れ先および貸付先の信用リスクが存在します。当該リスクに関しては、与信管理マニュアルに従い、顧客ごとの期日管理および残高管理を行うとともに、回収懸念の早期把握や軽減を図っています。

投資有価証券は、業務上の関係を有する企業等の上場株式であり、市場価格の変動リスクが存在しますが、四半期ごとに時価を把握し、保有状況の見直しを行っています。

営業債務である未払金および預り金や未払法人税等は、すべて１年以内に支払期日が到来します。長期借入金は、運転資金および設備投資に係る資金調達を目的としています。営業債務等や借入金は、流動性リスクが存在しますが、月次で資金計画を作成するなどの方法により管理しています。

③金融商品の時価等に関する事項についての補足説明

金融商品の時価には、市場価格に基づく価額のほか、市場価格がない場合には合理的に算定された価額が含まれています。当該価額の算定においては変動要因を織り込んでいるため、異なる前提条件等を採用することにより、当該価額が変動することがあります。

２．金融商品の時価等に関する事項

令和２年９月30日における貸借対照表計上額、時価およびこれらの差額については、次のとおりです。

（単位：千円）

	貸借対照表計上額（※２）	時価(※２)	差額
(1)現金及び預金	7,877,599	7,877,599	―
(2)売掛金	67,811		
貸倒引当金（※１）	△1,111		
	66,699	66,699	―
(3)投資有価証券	13,223	13,223	―
(4)長期貸付金	3,245	3,243	△1
(5)差入保証金	514,650	490,251	△24,398
(6)長期借入金	(3,390,707)	(3,390,253)	△453
(7)未払金	(124,762)	(124,762)	―
(8)未払法人税等	(302,751)	(302,751)	―
(9)未払消費税等	(231,764)	(231,764)	―
(10)預り金	(150,375)	(150,375)	―

（※１）売掛金に対する貸倒引当金を控除しています。
（※２）負債に計上されているものについては、（　）で示しています。

（注）金融商品の時価の算定方法ならびに有価証券に関する事項

（1）現金及び預金、（2）売掛金

これらは短期間で決済されるため、時価は帳簿価額にほぼ等しいことから、当該帳簿価額によっています。

（3）投資有価証券
　これらの時価について、株式は取引所の価格によっており、債券等は取引所の価格または取引金融機関から提示された価格によっています。
（4）長期貸付金
　長期貸付金の時価については、将来キャッシュ・フローを、当該残存期間および国債の利回りで割り引いた現在価値により算定しています。
（5）差入保証金
　差入保証金の時価については、将来キャッシュ・フローを、想定した賃借契約期間および国債の利回りで割り引いた現在価値により算定しています。
（6）長期借入金（１年内返済予定含む）
　長期借入金の時価については、元利金の合計額を、同様の新規借入れを行った場合に想定される利率で割り引いた現在価値により算定しています。
（7）未払金、（8）未払法人税等、（9）未払消費税等、(10)預り金
　これらは短期間で決済されるため、時価は帳簿価額にほぼ等しいことから、当該帳簿価額によっています。

〔税効果に関する注記〕

繰延税金資産および繰延税金負債の発生の主な原因別の内訳

繰延税金資産	
未払事業税	24,699千円
未払事業所税	554千円
一括償却資産	6,072千円
賞与引当金	27,004千円
役員退職慰労引当金	39,692千円
減損損失	64,729千円
資産除去債務	72,544千円
その他	19,193千円
繰延税金資産合計	254,491千円
繰延税金負債	
資産除去債務に対応する除去費用	△31,804千円
繰延税金負債合計	△31,804千円
差引：繰延税金資産純額	222,686千円

〔退職給付に関する注記〕

1．採用している退職給付制度の概要
　従業員の選択制による報酬制度または確定拠出年金制度を採用しています。
2．退職給付費用に関する事項
　確定拠出年金への掛金支払額　102,172千円

〔1株当たり情報に関する注記〕

1株当たり純資産額	1,275円93銭
1株当たり当期純利益	81円38銭

（監査報告書）

会計監査人の監査報告　謄本

独立監査人の監査報告書

令和２年10月29日

株式会社ステップ
取締役会御中

有限責任監査法人トーマツ
横浜事務所
指定有限責任社員
業務執行社員　公認会計士　三澤 幸之助　印
指定有限責任社員
業務執行社員　公認会計士　細野 和寿　印

監査意見

当監査法人は、会社法第４３６条第２項第１号の規定に基づき、株式会社ステップの令和元年１０月１日から令和２年９月３０日までの第４２期事業年度の計算書類、すなわち、貸借対照表、損益計算書、株主資本等変動計算書、重要な会計方針及びその他の注記並びにその附属明細書（以下「計算書類等」という。）について監査を行った。

当監査法人は、上記の計算書類等が、我が国において一般に公正妥当と認められる企業会計の基準に準拠して、当該計算書類等に係る期間の財産及び損益の状況を、全ての重要な点において適正に表示しているものと認める。

監査意見の根拠

当監査法人は、我が国において一般に公正妥当と認められる監査の基準に準拠して監査を行った。監査の基準における当監査法人の責任は、「計算書類等の監査における監査人の責任」に記載されている。当監査法人は、我が国における職業倫理に関する規定に従って、会社から独立しており、また、監査人としてのその他の倫理上の責任を果たしている。当監査法人は、意見表明の基礎となる十分かつ適切な監査証拠を入手したと判断している。

計算書類等に対する経営者並びに監査役及び監査役会の責任

経営者の責任は、我が国において一般に公正妥当と認められる企業会計の基準に準拠して計算書類等を作成し適正に表示することにある。これには、不正又は誤謬による重要な虚偽表示のない計算書類等を作成し適正に表示するために経営者が必要と判断した内部統制を整備及び運用することが含まれる。

計算書類等を作成するに当たり、経営者は、継続企業の前提に基づき計算書類等を作成することが適切であるかどうかを評価し、我が国において一般に公正妥当と認められる企業会計の基準に基づいて継続企業に関する事項を開示する必要がある場合には当該事項を開示する責任がある。

監査役及び監査役会の責任は、財務報告プロセスの整備及び運用における取締役の職務の執行を監視することにある。

計算書類等の監査における監査人の責任

監査人の責任は、監査人が実施した監査に基づいて、全体としての計算書類等に不正又は誤謬による重要な虚偽表示がないかどうかについて合理的な保証を得て、監査報告書において独立の立場から計算書類等に対する意見を表明することにある。虚偽表示は、不正又は誤謬により発生する可能性があり、個別に又は集計すると、計算書類等の利用者の意思決定に影響を与えると合理的に見込まれる場合に、重要性があると判断される。

監査人は、我が国において一般に公正妥当と認められる監査の基準に従って、監査の過程を通じて、職業的専門家としての判断を行い、職業的懐疑心を保持して以下を実施する。

- 不正又は誤謬による重要な虚偽表示リスクを識別し、評価する。また、重要な虚偽表示リスクに対応した監査手続を立案し、実施する。監査手続の選択及び適用は監査人の判断による。さらに、意見表明の基礎となる十分かつ適切な監査証拠を入手する。
- 計算書類等の監査の目的は、内部統制の有効性について意見表明するためのものではないが、監査人は、リスク評価の実施に際して、状況に応じた適切な監査手続を立案するために、監査に関連する内部統制を検討する。
- 経営者が採用した会計方針及びその適用方法の適切性、並びに経営者によって行われた会計上の見積りの合理性及び関連する注記事項の妥当性を評価する。

・　経営者が継続企業を前提として計算書類等を作成することが適切であるかどうか、また、入手した監査証拠に基づき、継続企業の前提に重要な疑義を生じさせるような事象又は状況に関して重要な不確実性が認められるかどうか結論付ける。継続企業の前提に関する重要な不確実性が認められる場合は、監査報告書において計算書類等の注記事項に注意を喚起すること、又は重要な不確実性に関する計算書類等の注記事項が適切でない場合は、計算書類等に対して除外事項付意見を表明することが求められている。監査人の結論は、監査報告書日までに入手した監査証拠に基づいているが、将来の事象や状況により、企業は継続企業として存続できなくなる可能性がある。

・　計算書類等の表示及び注記事項が、我が国において一般に公正妥当と認められる企業会計の基準に準拠しているかどうかとともに、関連する注記事項を含めた計算書類等の表示、構成及び内容、並びに計算書類等が基礎となる取引や会計事象を適正に表示しているかどうかを評価する。

監査人は、監査役及び監査役会に対して、計画した監査の範囲とその実施時期、監査の実施過程で識別した内部統制の重要な不備を含む監査上の重要な発見事項、及び監査の基準で求められているその他の事項について報告を行う。

監査人は、監査役及び監査役会に対して、独立性についての我が国における職業倫理に関する規定を遵守したこと、並びに監査人の独立性に影響を与えると合理的に考えられる事項、及び阻害要因を除去又は軽減するためにセーフガードを講じている場合はその内容について報告を行う。

利害関係

会社と当監査法人又は業務執行社員との間には、公認会計士法の規定により記載すべき利害関係はない。

以　上

監査役会の監査報告　謄本

監　査　報　告　書

当監査役会は、令和元年 10 月１日から令和２年９月 30 日までの第４２期事業年度の取締役の職務執行に関して、審議のうえ本監査報告書を作成し、以下のとおり報告します。

１．監査役および監査役会の監査の方法およびその内容

監査役会は、監査の方針、職務の分担等を定め、各監査役から監査の実施状況および結果について報告を受けるほか、取締役等および会計監査人からその職務の執行状況について報告を受け、必要に応じて説明を求めました。

各監査役は、監査役会が定めた監査の方針、職務の分担等に従い、取締役、内部監査室等と意思疎通を図り、情報の収集および監査の環境の整備に努めるとともに、取締役会その他重要な会議に出席し、取締役および内部監査室等からその職務の執行状況について報告を受け、必要に応じて説明を求め、重要な決裁書類等を閲覧し、本部および主要な事業所において業務および財産の状況を調査いたしました。また、事業報告に記載されている取締役の職務執行が法令および定款に適合することを確保するための体制その他株式会社の業務の適正を確保するために必要なものとして、会社法施行規則第１００条第１項ならびに第３項に定める体制の整備に関する取締役会決議の内容および当該決議に基づき整備されている体制（内部統制システム）について、取締役および内部監査室等からその構築および運用の状況について定期的に報告を受け、必要に応じて説明を求め、意見を表明いたしました。以上の方法に基づき、当該事業年度に係る事業報告およびその附属明細書について検討いたしました。

さらに、会計監査人が独立の立場を保持し、かつ、適正な監査を実施しているかを監視および検証するとともに、会計監査人からその職務の執行状況について報告を受け、必要に応じて説明を求めました。また、会計監査人から「職務の遂行が適正に行われることを確保するための体制」（会社計算規則第１３１条各号に掲げる事項）を「監査に関する品質管理基準」（平成１７年１０月２８日企業会計審議会）等に従って整備している旨の通知を受け、必要に応じて説明を求めました。以上の方法に基づき、当該事業年度に係る計算書類（貸借対照表、損益計算書、株主資本等変動計算書、重要な会計方針およびその他の注記）およびその附属明細書について検討いたしました。

２．監査の結果

（1） 事業報告等の監査結果

① 事業報告およびその附属明細書は、法令および定款に従い、会社の状況を正しく示しているものと認めます。

② 取締役の職務執行に関する不正の行為または法令もしくは定款に違反する重大な事実は認められません。

③ 内部統制システムに関する取締役会決議の内容は相当であると認めます。また、当該内部統制システムに関する事業報告の記載内容および取締役の職務執行についても、指摘すべき事項は認められません。

（2） 計算書類およびその附属明細書の監査結果

会計監査人有限責任監査法人トーマツの監査の方法および結果は相当であると認めます。

令和２年10月30日

株式会社ステップ　監査役会

常勤監査役　上田秀樹　印

社外監査役　古村庄治　印

社外監査役　八木直樹　印

以　上

《 メ モ 》

株主総会　会場ご案内図

会場　　神奈川県藤沢市藤沢６０２番地　当社本部
電話　　０４６６－２０－８０００

会場が昨年とは異なりますので、お間違いのないようお願い申しあげます。

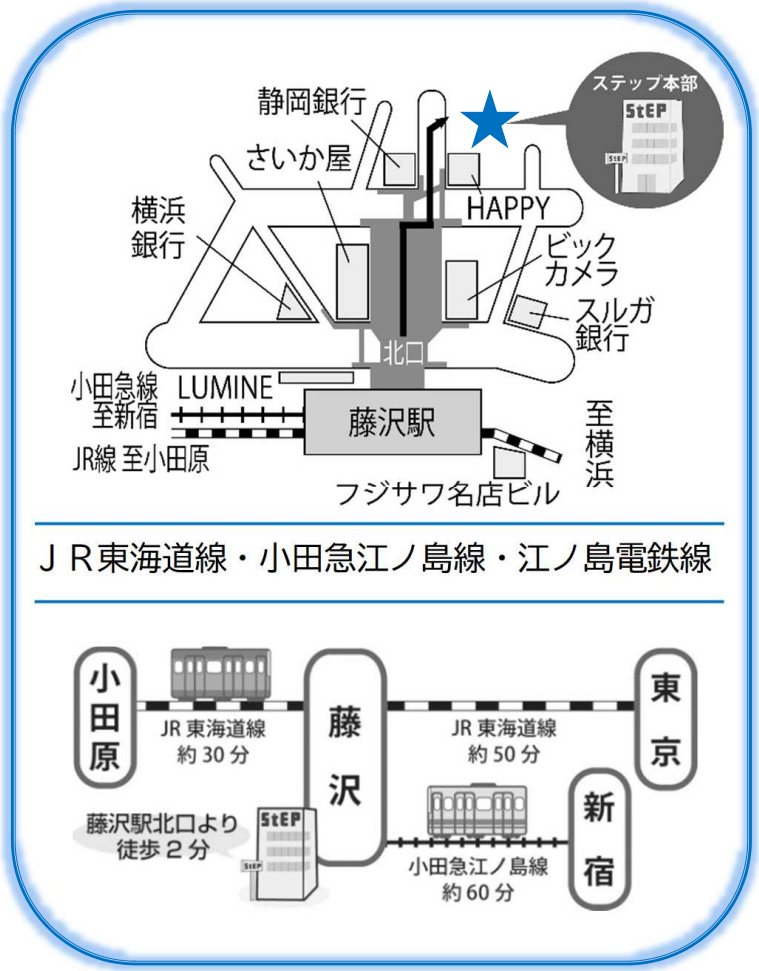

ＪＲ東海道線・小田急江ノ島線・江ノ島電鉄線